

中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
計画素案に対する主な意見及び区の考え方・計画案への反映状況

No	計画素案に対する意見・質疑	区の考え方・計画案への反映状況
1	p. 49②「精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築」の目標（ア）は精神障害者の地域移行支援等の利用者数となっているが、この取組は以前からやっているものであり、もう少し良い目標や指針があるのではないか。	障害福祉計画においては、国の指針に基づき成果目標を設定しているものである。引き続き、地域でより暮らしやすいまちなになっていくよう、施策の展開を図っていきたい。
2	p. 51③「住まいの場の整備」では、身体障害のある人の地域移行の際のバリアフリー化について記載されている。それ以外のケースでも、バリアフリーでないために困っている方がいるが、現状はどうか。	計画には記載されていないが、地域移行以外でも、身体障害のある人の住宅改修サービスを実施している。
3	p. 31①「特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化」では、特別支援学校在学中から就労に関する早期支援を実施するとあるが、特別支援学校との連携は、どのように行っていくのか。	特別支援学校において、進路調査や説明会を実施している。また、一般財団法人中野区障害者福祉事業団へ委託し、就労に関する相談支援を行っており、引き続き実施していく。
4	障害があるお子さんの進路相談については、チャレンジスクールなど、特別支援学校以外にも関わっていくべきではないか。	卒業後の進路を検討する時期に、学校からの働きかけに応じて、相談支援を行っている。
5	「障害者」の範囲は広くとらえているのか。	障害者の定義は、障害者基本法に規定されているとおりであり、身体、知的などと特定しているものではなく、広くとらえている。
6	計画の中では医療的ケア児の有機的連携の場の確保について検討中とのことだが、どの部署が担当して取り組むことになるのか。	障害児に関わる複数の部署が連携して取り組むことになる。

7	<p>「高齢障害者への支援」について、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がうまくいっていない場合もあるようだ。サービスに切れ目が無いよう、しっかりやって欲しい。</p>	<p>すこやか障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、サービスに切れ目が生じないよう、丁寧に対応していきたい。</p>
8	<p>「重層的な支援体制の構築」に「中野区版児童発達支援センター」とあるが、これは新たに作るものなのか。</p>	<p>既存の区立療育センター2箇所（アポロ園、ゆめなりあ）と、すこやか福祉センター4所で中野区版児童発達支援センター機能を担うという位置付けである。</p>
9	<p>グループホームの整備については滞在型と通過型を分けて計画し、滞在型を増やしていくべきではないか。</p>	<p>「通過型・滞在型等」の文言を追記する。 【資料2 変更箇所 No. 1 参照】</p>
10	<p>地域生活への移行後、在宅での生活を希望する人に対して、住まいを確保する必要がある。住宅課や今後立ち上がる居住支援協議会と協力をしながら、不動産会社や大家への啓発と理解促進を進め、障害者が居住可能な賃貸住宅を増やし、適切なマッチングをしていくようにすべきである。</p>	<p>住まいの確保に関する取組について追記する。 【資料2 変更箇所 No. 2 参照】</p>